

公的病院幹部を対象とした医療経営人材養成プログラムが
厚生労働省より「特定一般教育訓練」に指定されました。

教育訓練給付金

教育訓練給付金制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講して終了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。（ハローワークHPより）

負担額シミュレーション

— 対象となる方 —

- 「公的病院幹部を対象とした医療経営人材養成プログラム」を受講し、修了した者（履修証明書の交付を受けた者）
※ プログラム修了要件を参照のこと
- 一定の雇用保険の被保険者期間を有していること

ご自身の受給資格の有無については、直接、最寄りのハローワークへお問い合わせください。
給付金は、プログラム修了後に最寄りのハローワークでの手続きを経て支給されるものです。

通常受講料

160,000円

—

給付金支給額

64,000円

=

実質負担額

96,000円

上記は、給付金が支給された場合の自己負担の例として記載しています。

受講料は、振込期限までに「通常料金」を県立広島大学に納付いただく必要があります。

この制度についての詳細は厚生労働省やハローワークのウェブサイトでご確認頂けます。
また、個別の照会については、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

申請の手順

—受講前—

1. 最寄りのハローワークにて受給資格があるかを確認する。（雇用保険の加入期間等の確認）
2. 「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」（勤務先に発行を依頼する必要があります）を入手、または、キャリアコンサルティングを経て「ジョブカード」を入手する。
3. 必要書類をそろえ、プログラム受講開始日の1か月前までに最寄りのハローワークで支給申請手続きを行う。

—修了後—

修了日の翌日から1か月以内に、「公的病院肄修を対象とした医療経営人材養成プログラム」の履修証明書等の必要書類をそろえて、最寄りのハローワークに支給申請手続きを行う。

※ プログラム修了要件を参照のこと

給付金支給までの流れ



Q&A

Q: 誰でも利用できますか？

A: **対象となる方をご参照ください。**

なお、過去に「教育訓練給付金」を使用された場合や受給資格の有無に関しては、住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

Q: 病院や法人など勤務先から学費の一部負担がある場合や、勤務先からの派遣受講でも利用できますか？

A: **自己負担額が支給の対象になります。**

当制度の利用は個人でのお申込みに限るため、勤務先から学費の一部負担がある場合は、ご自身が支払った金額に対して適用されます。全額が勤務先負担になる場合や、勤務先名義、勤務先の住所でのお申込みには利用できませんのでご注意ください。

【お問合せ先】

広島県公立大学法人 県立広島大学 HBMS地域医療経営プロジェクト研究センター
〒734-8558 広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号
TEL: 082-251-9735 E-Mail: hbpms-office@pu-Hiroshima.ac.jp
<http://mba.pu-Hiroshima.ac.jp/ja/forpublic/project/hbpms>

